

この書面をよくお読みください。

特定商取引法に基づく概要書

1. 事業者の氏名(法人名または個人名)、住所、電話番号、法人にあっては担当者の氏名

個別指導ジャンピングアップスクール
神奈川県海老名市国分南1-28-12 MSビル2階
電話 046-239-4450
代表 筒井 龍

2. 役務の内容

- ・役務の種類 小学生・中学生を対象とした学習指導
- ・役務提供の形態又は方法 個別指導
- ・役務を提供する時間数などの合計

コマ	月～金曜 ※ 祝日はお休みです。		
A	60分	16:30-17:30	小学生60分コースのみ(学習塾入門コースは16:30-17:15)
B	(45分)	17:00-18:00	小学生60分コースのみ(学習塾入門コースは17:00-17:45)
C	90分	16:30-18:00	全コース対応
D		18:15-19:45	全コース対応(小学生の方は応相談です)
E		20:00-21:30	全コース対応(小学生の方は応相談です)

土・費及び祝日、その他塾が定めた日が休講となります。

また、上記時間帯以外でも、ご相談下さい。夏期講習期間等、時間帯が変更となる場合がございます。

曜日・時間帯は選びいただけますが、お申込み時期によっては、満席になってしまう場合もございます。

「小学生学習塾入門」は、入塾2か月経過後は、60分・90分のいずれかへ変更していただけます。

3. 役務の対価(権利の販売価格)そのほか支払わなければならない金銭の概算額

	週1回	週2回	週3回	週4・5回
小学生学習塾入門	5,000円	10,000円	—	—
小学生1科目60分	6,000円	12,000円	17,000円	23,000円
小学生1科目90分	8,000円	16,000円	23,000円	31,000円
中1	10,000円	20,000円	29,000円	39,000円
中2	11,000円	22,000円	32,000円	43,000円
中3	12,000円	24,000円	35,000円	47,000円

維持費(光熱費含む)は、受講料とは別に2,000円/月かかります。

4. 購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量

入会時に入会金として20,000円かかります。

Skype英会話オプションをご希望される場合には、別途800円/回かかります。

教材費(通常授業分・講習分含む)として、ご入会の時期によって以下のとおり頂戴いたします(学年ごとの金額です)。教材費はご入会時にお支払いいただき、ご入会後は毎年3月分月謝と合せて、翌学年分の教材費を請求させていただきます(3月から翌学年の予習を行うことが多いため、3月分月謝と合せて頂戴いたします)。

	春期講習～2学期期末試験前	2学期期末試験後～冬期講習	冬期講習後～学年末試験前	学年末試験後～春期講習前
中学生 (5科目分)	8,000円	6,000円	5,000円	現学年分は無料ですが、新学年分として8,000円いただきます。
小学生 (受講科目分)	春期講習～夏期講習	2学期～冬期講習	1月(冬期講習終了後)	2月～春期講習前
	5,000円	3,000円	2,000円	現学年分は無料ですが、新学年分として5,000円いただきます。

中学生は、受講科目に関係なく主要5科目分の教材をお渡しいたします。但し、高校入試過去問は各自ご用意ください(中学校によっては、学校で申し込みができるようです)。

小学生は受講科目分の教材をお渡しいたします(何科目受講していただいても、教材費は変わりません)。

なお、冬期講習後にご入会された場合には、現学年分はプリント配布が基本となり、お渡しする教材も他の塾生と異なる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

また試験対策講習・期別講習等の講習につき、別途受講料がかかります。これら講習は、学習計画・内申点対策の点から原則として全員参加をお願いしております。

受験生は模擬試験代金として、受講料金とは別に1回4,000円(年7回)程度かかります。受験生以外であっても、模擬試験の受験を希望される場合には、同額程度の受験料がかかります。

5. [3][4]の金銭の支払時期、方法

初回の費用につきましては、受講開始日までに受講料のお支払いをお済ませ下さい。以後、毎月中旬頃に書面にて翌月分の月謝等を請求させていただきますので、月末までにお支払いください。

原則として振込みでのお支払いとなります。その際の振込み手数料は、ご負担いただきます。この場合、振込み控えが領収証の代わりとさせていただきます。

例外的に現金でのお支払いも可能です。但し、防犯上の理由により十分な釣銭のご用意がございません。現金でお支払いいただく場合には、釣銭のないようにお支払いをお願いいたします。

なお2か月以上月謝を滞納された場合、大変遺憾ながら退会処分とさせていただきます。その場合であっても、滞納分はお支払いいただきます。

6. 役務の提供期間

契約期間は原則1か月とし、双方から所定の申し出がない限り自動継続とします。なお、更新時には、更新料等は請求しないものとします。

また、契約内容・期間に変更が生じた場合には、両者合意の確認のため、新たな契約書を作成し、本契約はその時点で、破棄されるものとなります。

他の塾生に迷惑をかけるなど、教室の適切な運営の面から通塾していただくことが難しいと合理的に判断できる場合、大変遺憾ながら退会処分とさせていただきます。

7. クーリング・オフに関する事項

- ① 契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面により契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます。
- ② 入塾申込・契約者は、当塾が特定商取引法(以下「法」といいます。)第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当塾が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当塾が交付した法第48条第1項の書面を入塾申込・契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、入塾申込・契約者は書面によって契約を解除することができます。
- ③ ①に記す契約の解除は、入塾申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- ④ ①及び②に記す契約の解除があった場合、当塾が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入塾申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ⑤ ④に記す契約の解除は、入塾申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- ⑥ ①に記す契約の解除については、手数料は不要とし、入塾申込・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

8. 中途解約に関する事項

- ① クーリング・オフ期間経過後においても、特定継続的役務提供等契約を解除（中途解約）することができます。
原則前月15日までに中途解約（退会）をお申し出いただければ、翌月以降退会扱いとさせていただきます。
その際、前受金をいただいている場合は全額返還するものとします。ただし、次のA・Bの場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲で解約損料を請求いたします。
A. 契約の解除が役務提供開始前である場合 1万1千円
B. 契約の解除が役務提供開始後である場合 (aとbの合計額)
a 提供された特定継続的役務の対価に相当する額
b 当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める以下の額
2万円または1ヶ月分の授業料に相当する額のいずれか低い額
- ② ①の役務の対価の単価は(月・回数)をもって計算するものとします。
- ③ ①に記す契約の解除があった場合、当塾が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入塾申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ④ ③に記す契約の解約時に、入塾申込・契約者が当塾に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、当塾は入塾申込・契約者に当該金額を返還するものとします。
- ⑤ 当塾の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
- ⑥ 返還金のある場合は、入塾申込・契約者の指定する方法で速やかに甲に返還するものとします。

9. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は取り扱っておりません。

10. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。

11. 特約があるときは、その内容

譲渡禁止特約があります。入塾・申込契約者が役務の提供を受ける権利について、他人に譲渡することはできません。

個人情報のお取り扱いにつきましては、別紙「入塾約款」裏面をご覧ください。